

広島県告示第九百九十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五の規定によって、次のとおり介護予防福祉用具貸与に係る指定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。

平成十九年十月九日

広島県知事 藤田 雄山

指定介護予防サービス事業者		介護予防サービス事業を廃止した事務所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
フランズベッドメ ディカルサービ ス株式会社	東京都新宿区百人 町一丁目二五番一 号	フランズベッドメ ディカルサービ ス株式会社福山 営業所	福山市南蔵王二丁 目一四―一	平成一九年五 月一日
フランズベッドメ ディカルサービ ス株式会社	東京都新宿区百人 町一丁目二五番一 号	介護住宅リ フォームセン ターライブリー	福山市松永町四丁 目八―四中央ビル一 階	平成一九年七 月二一日
株式会社前田 組	福山市金江町藁江 六五番地			